

令和 6（2024）年度包括外部監査報告書について（概要）

令和 7（2025）年 3 月 21 日
栃木県包括外部監査人 江原 照雄

1 外部監査の概要

1 選定した特定の事件	債権管理に係る事務の執行について
2 対象期間	令和 5（2023）年度（必要に応じて他の年度）
3 選定理由	県税や貸付金、使用料、負担金等の栃木県（以下「県」という。）が有する債権は、県民の重要な財産であり、その適正な管理については、県が取り組むべき重要課題の一つである。 令和 4（2022）年度末の一般会計の収入未済額は 31 億 7,494 万円、特別会計の収入未済額は 6 億 8,665 万円となっている。また、同年度に一般会計で 4 億 4,348 万円、特別会計で 5 億 5,519 万円の不納欠損処理が行われている。 県では、平成 21（2009）年に債権管理に係る全庁的な指針となる「債権管理の適正化のための取組方針」を策定し収入未済額の縮減に取り組み、平成 28（2016）年以降は「とちぎ行革プラン 2016」及び「とちぎ行革プラン 2021」に基づき未収債権対策を継続してきている。 県の債権管理に係る事務について、回収の公平性・公正性の確保の状況、回収不能債権の有無等の観点から、合规性を中心として経済性・効率性・有効性を追求して執行されているかについて監査を実施することは有用であると判断し令和 6（2024）年度の特定の事件（テーマ）として選定した。
4 外部監査人及び補助者	包括外部監査人 公認会計士 江原 照雄（えはら てるお） 補助者 公認会計士 福田 栄（ふくだ さかえ） 公認会計士 針谷 和弘（はりがい かずひろ） 公認会計士 坂田 智幸（さかた ともゆき） 公認会計士 最首 克也（さいしゅ かつや） 公認会計士 岸 大路（きし ひろみち）

2 監査結果の概要

1 実施期間	令和 6（2024）年 6 月 27 日～令和 7（2025）年 3 月 21 日
2 対象部局	経営管理部、生活文化スポーツ部、保健福祉部、環境森林部、産業労働観光部、農政部、県土整備部、教育委員会事務局、警察本部
3 監査の要点	①財務事務執行の合规性 ②事業の有効性、効率性、経済性等に対する管理
4 監査手続	関係法令等根拠規定を確認し、関係書類等の閲覧・突合、関係者ヒアリング

5 結果の概要 (指 摘 事 項) 予算執行に関する合規性違反 事業の有効性・効率性等の観点から予算統制が不適切な事案 (意 見) 指摘事項及び事業の管理に対する改善提案等	対象所属		指摘	意見	合計(件)
	第1章 経営管理部		0	8	8
	第1節 税務課				
	第2章 生活文化スポーツ部		0	0	0
	第1節 くらし安全安心課				
	第3章 保健福祉部				
	第1節 保健福祉課		3	8	11
	第2節 医療政策課		1	0	1
	第3節 高齢対策課		1	0	1
	第4節 感染症対策課		0	0	0
	第5節 障害福祉課		1	0	1
	第6節 こども政策課		1	4	5
	第4章 環境森林部				
	第1節 資源循環推進課		0	0	0
	第2節 林業木材産業課		0	0	0
	第5章 産業労働観光部				
	第1節 経営支援課		0	6	6
	第6章 農政部				
	第1節 経済流通課		0	0	0
	第7章 県土整備部				
	第1節 河川課		1	0	1
	第2節 住宅課		0	0	0
	第8章 教育委員会事務局				
	第1節 教育政策課		0	4	4
	第2節 学校安全課		0	1	1
	第3節 高校教育課		0	3	3
	第9章 警察本部				
	第1節 会計課		0	0	0
	第2節 交通指導課		0	0	0
	合 計		8	34	42

3 主な指摘事項及び意見

区分	指摘・意見の内容	概 要	所 属
指摘 意見	督促・催告手続の遅延 債務者等の状況把握不足	「財務会計事務マニュアル」では、納付期限を経過しても納付されない債権について、納付期限後 20 日以内に督促状を債務者に送付すること、督促の指定期限までに納付がない場合は、速やかに文書・電話・訪問等による催告及び交渉に着手することが定められているが、納付期限を経過しても催告や交渉が行われなかったり、数年間も督促が行われていないケースが見られた。 また、強制徴収できない債権については、交渉の初期段階において住所、勤務先、取引金融機関等を再確認することや滞納者の住民票を入手すること、勤務先などの連絡先を把握することを求めている。また、財産調査についても履行期限の延期や徴収停止等の適否を判断するためや、法的措置を相当とする場合に強制徴収等の対象物を探すために、滞納（債務不履行）から 6 か月以内を目安に行うことを求めている。しかし、債務者や連帯保証人の状況把握が長期間実施されていないケースが見受けられた。	保健福祉課 P 65 保健福祉課 P 66 医療政策課 P 75 高齢対策課 P 81 障害福祉課 P 97 こども政策課 P105 経営支援課 P155
指摘	時効管理	時効を意識した管理が不徹底のため、債務者から一部入金があるにも関わらず、時効が完成して不納欠損処理に至っている債権が散見された。債務確認書を得るなどして時効管理を簡潔にし、入金や交渉ができているにも関わらず時効完成というような状況を防止すべきである。	河 川 課 P168
意見	債務免除の運用の活用	債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき、その債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（令第 171 条の 7 ①）旨規定されている。しかし、債権管理業務を専門に携わっていない担当者にとって、債務者の資産状況の把握や債権の回収可能性の判断は難しく、債権の免除の運用はほとんど実施されていない現状にある。債権の免除の運用を活用し債権管理業務の効率化を図ってゆくべきである。	こども政策課 P139 教育政策課 P180
意見	債権回収専門部署の必要性	債権回収業務を効果的・効率的に行うためには、組織として、専門的知識や実務経験の集積が必要になるほか、執行停止や不納欠損といった要件判断を伴う業務については全庁的な視点も必要となる。 現状のように個別部門に債権回収業務を担わせるやり方では、未回収債権の発生頻度の低い部署を中心として業務の質に問題を生じやすく、消極的な判断に流れて業務の効率性が低下することが不可避である。 債権管理業務については、専門部署に業務を集約して知識やノウハウの集積を図ることが必要であり、仮にその一部を各部署に担わせる場合においても、専門部署の指導的関与が必須である。有効かつ効率的な債権管理を行うべく、債権管理の専門性を持つ部署を立ち上げるほか、民間への外部委託等の検討も行うなどして取り組み体制を見直すべきである。	教育政策課 P175 学校安全課 P185 高校教育課 P190